| 項番 | 印字項目 | | 業務必須項目 | 標準オプション項目 | 備考 | 読み表 | | | | | | | | | | | | その他編集条件 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 大分類 | 小分類 | | | | 内容 | 行数（繰り返し） | 折り返し | 型 | 桁数/行※ | 和暦・西暦 | 文字溢れの対応 | データを保持していない場合の表示 | 基本フォントサイズ（ポイント） | 最小フォントサイズ（ポイント） | | |
| 32 | 教示文 | | ● | | プレプリント印とする | 例）<br>この部分について不服がある場合は、こちらに<br>審査請求書に所定の事項を記載のうえ、<br>とができます。<br>処分の教示書を受け取った日の翌日から起算して<br>も代理人をたてることができます。<br>まお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に<br>に対する裁決を経た後でなければ提起すること<br>審査請求をした日の翌日から起算して<br>送がないとき、②処分の執行又は手続<br>の続行により生ずる著しい損害を避けるため<br>処分の②の者がなるとき、③その他裁決を経ない<br>ことが正当であるときなど<br>ない旨が定められています。<br>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求<br>に対する裁決を経た後でなければ提起すること<br>審査請求をした日の翌日から起算して<br>送がないとき、②処分の執行又は手続<br>の続行により生ずる著しい損害を避けるため<br>処分の②の者がなるとき、③その他裁決を経ない<br>ことが正当であるときなど<br>ない旨が定められています。 | 1 | 無 | 全角 | 35 | – | – | – | 11 | – | | |
| 33 | 根拠法令 | | ● | | なお削除される分の根拠法令、税率 | | 1 | 無 | 全角 | 40/8 | – | – | – | 任意 | – | | |
| 34 | 滞納処分、延滞金について | | ● | | 滞納処分、延滞金についての説明 | | 1 | 無 | 全角 | 2 | – | – | – | 11 | – | | |
| 35 | 現ページ/総ページ数 | | | | | NN／NN　ページ（現在頁／総頁数） | 1 | 無 | 半角 | 10 | – | – | – | 9 | – | | |
| 36 | 軽自動車番号 | | | ● | 電子通知希望申請済の場合であれば納通ＱＲを印字を必要はないため、印字有無は団体にて選択できることとする。 | | 1 | 無 | 半角 | – | – | – | – | – | – | | |
| 37 | 納通ＱＲ | | ● | | | 納通ＱＲ<br>納税通知書等の電子化希望申請用のＱＲコード<br>※税額表更通知書と納税通知書の納通ＱＲの印字は省略してもよい | – | 無 | – | – | – | – | – | – | – | | |
| 38 | 納通ＱＲの各特表示 | | ● | | | 納通ＱＲの各特表示<br>※税額表更通知書と納税通知書を同時に発送する場合は、税額表更通知書の納通ＱＲの印字は省略してもよい | – | 有 | 全角 | 14 | – | – | – | 9 | – | | |
| 39 | 納通ＱＲ識別子 | | ● | | | 納通ＱＲ識別子<br>帳票に印字されている納通ＱＲが汚損等により読み取れない場合に用いる一意の番号<br>※税額表更通知書と納税通知書を同時に発送する場合は、税額表更通知書の納通ＱＲの印字は省略してもよい | 1 | 有 | 半角 | 37 | – | – | – | 9 | – | | |
| 40 | 電子通知希望 | | ● | | 電子通知希望の有無を印字する。 | 電子通知希望申請を受け付け、場合（いずれの年度においても電子通知する意思を示している。<br>例）「有」<br>電子納通送付を希望している場合、「有」を印字する | 1 | 無 | 全角 | 1 | – | – | 空白 | 9 | – | | |

※：横位は文字数。プリンターのハードや帳票用プログラムにより合致できない場合を考慮し、本値に近い文字数であれば可とする。